

都城市議会議員のハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントが重大な人権侵害であることを踏まえ、都城市議会議員（以下「議員」という。）によるハラスメントの防止及び排除のための基本的な考え方を示し、議員が、ハラスメントに対する意識を高め、個人の人格及び尊厳を尊重し合い、市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、ハラスメントとは次に掲げる行為をいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場及び職場外における性的な言動をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動によりその者の勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (4) その他のハラスメント (1) から (3) までに掲げるもののほか、誹謗、中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、個人の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害するものをいう。

(議長の責務)

第3条 都城市議会議長（以下「議長」という。）は、議員によるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの事案に対して誠実に対応しなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たる

ことを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

- 2 議員は、自身によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。
- 3 議員は、他の議員がハラスメントに当たる言動を行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努め、議長に当該事態について報告しなければならない。

(研修等)

第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を計画的に実施しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。